

障害者虐待防止法と 兵庫県版虐待対応マニュアルに ついて

～令和4年度 障害児通所支援事業所研修会配信～



兵庫県福祉部障害福祉課



最近のトピック

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲で**、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害者差別解消法の改正

- ・ 令和3年に制定され、公布の日(令和3年6月4日)から3年以内に施行
- ・ 地方公共団体による相談対応を担う人材の育成及び確保の責務が明確化
- ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化

障害者差別解消法 の制定経緯

～国際条約への対応～

年	項目
平成20年 (2008)	国連で障害者の権利に関する条約が発効
平成23年 (2011)	障害者基本法が改正 (差別解消の理念)
平成25年 (2013)	障害者差別解消法の成立 (理念の具体化) ※同時に障害者雇用促進法の改正も
平成26年 (2014)	日本も条約締結
平成28年 (2016)	障害者差別解消法の施行

※令和3年 障害者差別解消法の改正
(公布日 (R3.6.4) から3年以内に施行)

内閣府 障害者差別の 解消に向けた 事例分析検討会

- ・ 有識者による検討会で議論を行っている。

【相談機関向け】ケーススタディ集の作成

【事業者・障害者向け】リーフレットの作成

事業の背景

- 令和3年6月に公布された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国・地方公共団体の連携強化や相談対応を担う人材の育成及び確保についての責務が明確化された。
- これを踏まえ、今後の効果的な相談体制の整備等に係る基本的な考え方を検討・提示するため、内閣府においては「障害を理由とする差別に関する国内の実態及び今後の相談体制の整備、事例の収集・共有等に関する調査研究」に係る調査研究を令和3年度に実施した。同調査研究における有識者等による検討会での議論等の中では、相談体制の構築・強化に向け内閣府が取り組むべき事項として、
 - ・ 相談対応を行う職員の専門性向上を図るため各省庁や地方公共団体のバックアップを行うこと
 - ・ 各相談機関における事案対応力を向上させる観点から、収集事例のケーススタディを行い、分かりやすく整理した上で各相談機関に共有すること等が指摘されている

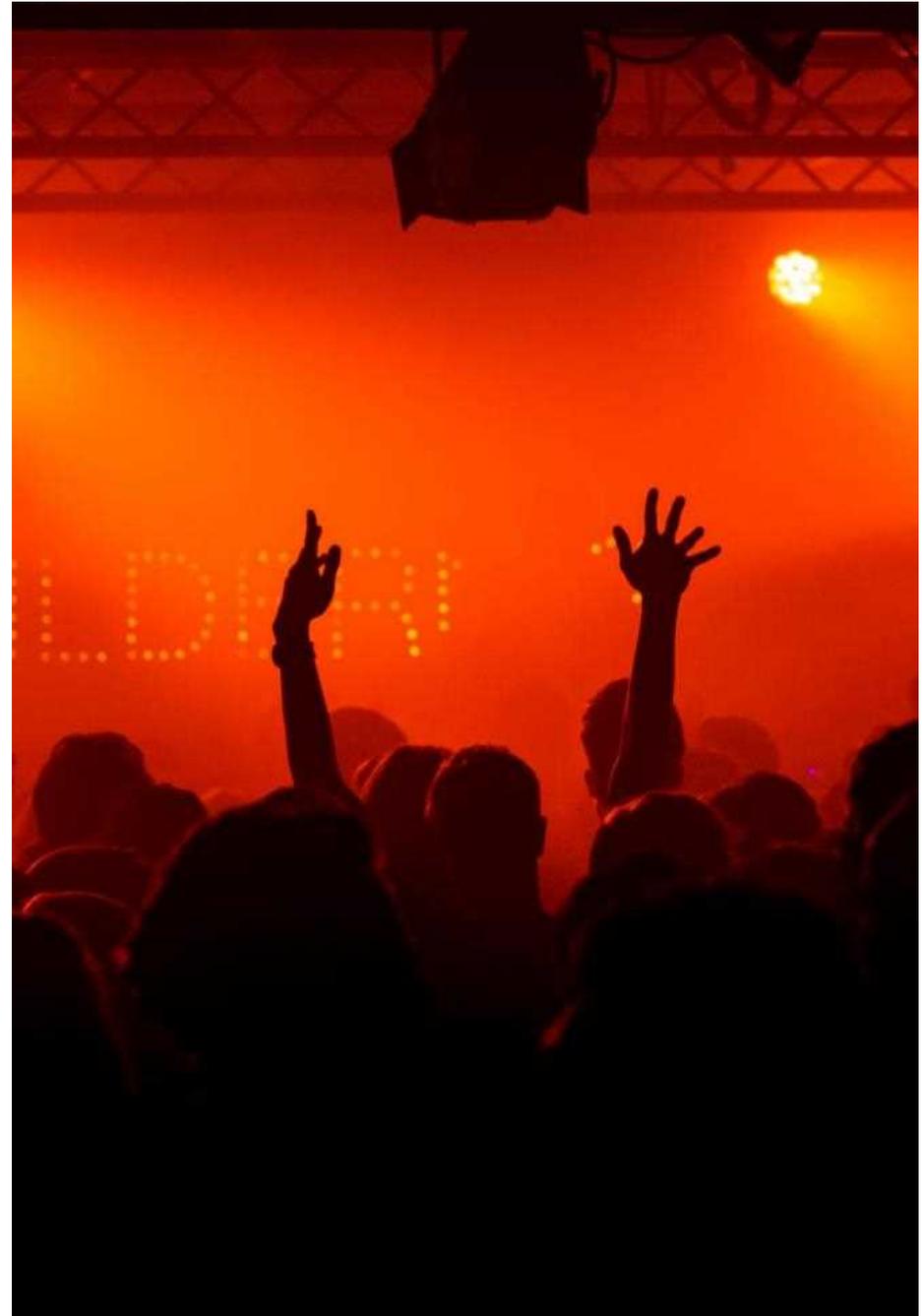
事業の目的

- 国や地方公共団体の相談機関等における個別具体の差別事案への適切な対応等に資するような具体的な事例分析・ポイント整理を行い、相談機関等向けのケーススタディ集を作成するとともに、事業者・障害者向けの周知用リーフレットを作成すること

例えばこんな事例で
ケーススタディ集作成されます。

車椅子利用者 × ライブハウス

- ライブハウスで開催されるコンサートに通常席で参加したい。申請フォームの備考欄に「車椅子で参加したい。」と記載して申し込みした。（相談者）
- 立ち見の通常席では車椅子で利用できるスペースが確保できない。対応可能な最前方の特別席のチケットを購入してほしい。（事業者）
- 通常席である立ち見席と最前方の特別席（椅子席）、2種類の金額設定
- 人気のライブ。混雑下で過去に車椅子利用者と他の参加者が接触して双方が打撲する事故があった。
- チケット販売は好調で満員となる見込み。



障害者虐待の直近の状況について

施設従事者等による障害者虐待 施設長から虐待を受けた事例

障害者支援施設の入所者殴る 施設側「虐待にあらず」 (朝日新聞 平成31年3月12日)

青森県弘前市は11日、市内の障害者支援施設「拓光園」で昨年7月、**暴力を振るった男性入所者を女性施設長が殴る**などした行為があり、**「虐待」と認定したと公表した**。施設を運営する同市の社会福祉法人「七峰会」は「不適切な対応だった」として施設長を3カ月の減給処分にしたが、**一方で「虐待にはあたらない」と主張している**。

市福祉政策課などによると、**知的障害がある30代の男性入所者が他の入所者や職員らに暴力を振るい、駆けつけた50代の女性施設長が暴れる男性の頭を殴ったり蹴ったりした**という。男性にけがはなかった。

男性は不安定になって暴れることが多く、施設長は市の調べに「自分も暴行を受ける可能性があると思われるので、その暴行が収まるのではないかと考えて殴った。ただその後も暴力は収まらなかったため、後悔している」と話したという。

市は施設長の行為は障害者虐待防止法が定義する身体的虐待の「外傷が生じるおそれのある暴行」だと認定し、2月20日に県に報告。今月8日には同法人に改善計画の提出を求めた。

同法人の高橋正安常務理事は「改善計画を15日までに提出し、再発防止に努める。暴力は許されないが、**この件は施設長が殴りかかってきた相手に反撃したもので虐待ではない**と考えている」と話した。男性は現在は別の施設に入っているという。→青森県に確認したところ、**後に虐待であることを認めた**。

刑法

(暴行罪)

第204条 人の身体を傷害した者は、**15年以下の懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

(傷害罪)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、**2年以下の懲役**若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

<ポイント>

- 障害者虐待の認定要件と刑法の犯罪構成要件は異なる→**正当防衛であるかどうか、は裁判で争うこと**
- 「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束する行為」**を虐待防止法上の身体的虐待という

障害者虐待防止の基本的枠組み

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって**障害者に対する虐待を防止することが極めて重要**であること等に鑑み
[略] 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護**に資することを目的とする。

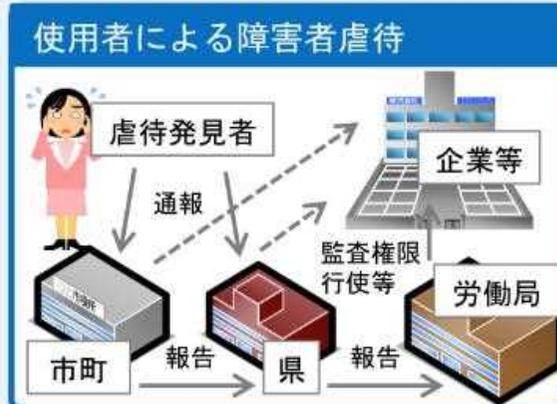
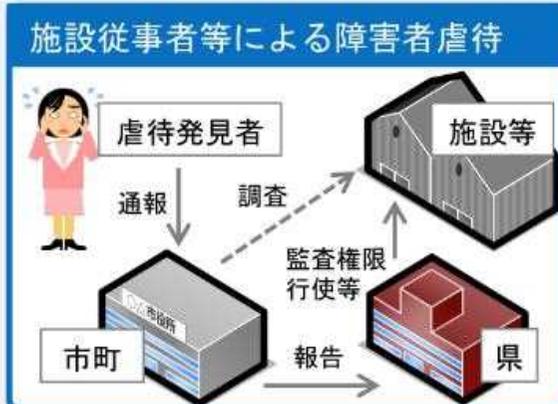
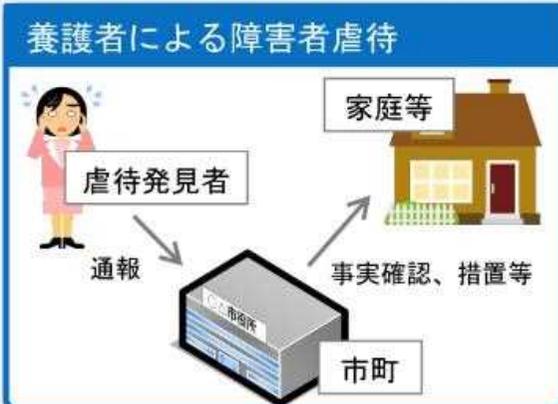
虐待類型

①身体的虐待 ②放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

法解釈のポイント

- ①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の**通報義務** [虐待防止法第16条]
→ 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり
- ②立入調査等の**虚偽答弁に対する罰則** [障害者総合支援法第110条、第111条]
→ 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり
- ③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解 [厚生労働省通知等]
→ 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範疇を超えてしまった事例もあり

通報・調査スキーム



県内の 虐待通報・認定件数

- ・増加傾向
- ・自治体間のばらつきの指摘
(事実確認調査の実施／虐待判断件数)

傾向のポイント

- (1) 法施行から9年が経過したことによる制度定着の効果もあり、**通報件数、虐待認定件数とも増加している**。
(全国ベースも通報・認定ともに増)
〔 通報：元384件→②583件 〕
〔 認定：元104件→②143件 〕
- (2) 通報等のうち、**虐待が認められた割合は24.5%**（前年度比△2.6pt）となっている（全国ベースは26.2%）。
- (3) 施設従事者等による虐待が通報の21.6%（前年度比△9.9pt）、**認定の19.6%**（前年度比△4.4pt）を占める。
- (4) 虐待を受けた者の障害種別では、**知的障害者が全体の48.7%**を占める。
- (5) 2年度に当県内において、施設従事者等による虐待事案がマスコミ報道で取り上げられる機会が多かった。

【令和元-2年度虐待通報等及び認定件数（件） カッコ内は全国計】

	令和元年度		令和2年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	121 (2,761)	25 (547)	126 (2,865)	28 (632)
養 護 者	244 (5,758)	72 (1,655)	427 (6,556)	101 (1,768)
使用者(※)	19 (1,458)	7 (535)	30 (1,277)	14 (401)
計	384 (9,977)	104 (2,737)	583 (10,698)	143 (2,801)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

【令和2年度虐待種別・被虐待者種別（件） ※使用者は労働局が別途集計】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	16	5	11	0	1	33
養 護 者	73	3	30	10	13	129
計	89	8	41	10	14	162

	身障	体害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	8		25	2	2	2	39
養 護 者	12		51	50	3	1	117
計	20		76	52	5	3	156

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

兵庫県版虐待対応マニュアル について



障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

- 児童虐待防止法 2000.5月
- 配偶者暴力防止法(DV法) 2001.4月
- 高齢者虐待防止法 2005.11月
- 障害者虐待防止法 2011.6月

※使用者虐待

虐待防止センター・権利擁護センター

【参考2】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法					
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、 訪問系、 居住系等 含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等	障害児 相談支 援事業 所			
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※2	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者 虐待防 止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			—	(20歳まで)	[20歳まで]	—			—
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			【特定疾 病 40歳 以上】	—	—	—			—

※1 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。(県立女性家庭センター等)

※2 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

マニュアル P.13 虐待の判断

- 組織的に行うこと
- 組織の管理職が感度を高める。
- ケース会議等を活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向等



エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議等を活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向等について組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

個人情報保護

- 本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（個人情報保護法第23条）

←→制限の例外

- 通報者・届出者を特定する情報について守秘義務（虐待防止法）

イ 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条）が義務づけられています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もありますので、市町村の個人情報保護条例との調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めておく必要があります。

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。

また、事務を委託された市町村障害者虐待防止センターの役員・職員又はこれらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています（第33条第2項）。加えて、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務も課されています（第33条第3項）。

なお、第33条第2項の規定に違反した場合、罰則も課されます（第45条）。

※ 個別ケース会議における個人情報の取扱いについては、P48「ウ 個人情報の取扱い」を参照のこと。

初動対応

- 初動対応にはまず緊急性の判断
- コアメンバーで組織的に実施
- 事前に各々の具体的な役割を明確化
- 事案が少ない場合は、日常より訓練して感度を高めておく。

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

	実施内容	ポイント	様式
初動対応方針の決定	市町 センター 障害者本人・養護者の情報収集	会議前に行える範囲での情報収集を行う	
	市町 センター 初動対応会議 ・緊急性の予測と判断 ・初動対応の方針決定 (必要に応じて) 委託相談支援事業所又は基幹相談支援センターを加える	・メンバーの明確化（責任者と構成員） ・事実確認方法や役割分担 ・関係機関への連絡・情報提供依頼等	B(表) 初動対応会議記録 (P123) B(裏) 初動対応方針分担票 (P124)

ア 初動対応の決定（初動対応会議）

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者というコアメンバー（P47「ア 個別ケース会議の開催」参照）によって組織的に行うことが重要です。ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼等に関する今後の対応方針、職員の役割分担等を決定します。

コアメンバーについては、緊急の事態にできるだけ速やかに（24時間以内が望ましい）対応ができるよう、事前に、責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておくことが必要です。

また、日常より、通報があった際の役割分担を自覚することや実際の流れを習得することを目的として、措置権の行使をも想定した訓練を行うことも重要です。

通報者への報告

(養護者による障害者虐待)

- 通報者の心情として、通報後どうなったのか心配等
- 通報者には守秘義務はないので報告の判断は慎重に
- 感謝等、丁寧にお伝えして理解を求める。

○ 通報者への報告

- 通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方等についての要望やアドバイスを伝えます。
- 通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がありませんので通報者への報告は慎重にする必要があります。
- 通報者の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられます。その場合、通報について感謝を伝えた上で、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、理解を求めます。

緊急性の判断

- 障害者の安全確保が最優先
- 生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合
 - 障害者の安全の目視による確認が原則
- 措置を含めた保護方法の検討
- 会議録に記録し、責任者が確認
- 性的虐待が疑われる場合は、担当職員の性別にも配慮

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）等に相談し、判断を行います。

※ 相談等の受付者が委託を受けた市町村障害者虐待防止センター職員である場合には、市町村障害者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市町村の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断に当たっては、以下の点をよく検討すべきです。ここでは養護者への支援の視点も意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることに留意してください。

- 過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
- 虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性（次頁の「緊急性が高いと判断できる状況」を参考）

※ 緊急性の判断や親権との関係で迷った際には、迅速に専門家（弁護士等）に相談しましょう。

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、本人中心支援を第一に考え、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。なお、その場合は本人保護と同時に、通常の実事確認ではなく第11条1項に基づく立入調査を早急に行います。

※ P65「4）積極的な介入の必要性が高い場合の対応」を参照のこと。

事実確認

- 事実確認はできる限り速やかに
- 原則は、複数職員による訪問・目視
- 客観的な確認

※国調査「必ずしも適切とは言えない理由により判断を行なっている事例、継続してフォローをする必要がある事例が見られた。」「管理職が必ず参加し組織的な対応を徹底すること等が求められる。」

(3) 事実確認、訪問調査

	実施内容	ポイント	様式
安全・事実確認	市町 センター 訪問等による安全・事実確認 ・訪問調査 ・関係機関からの情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・把握・確認すべき事項 (身体の状態・生活の状況 心理・言動・行動・経済面 支援・養護者等の態度) ・複数の職員による訪問 ・医療職の立ち会い ・障害者、養護者等への十分な説明 	C 事実確認チェックシート (P125)
	(必要に応じて) 市町 (センター) 立入調査 市町 (センター) 積極的な介入	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者との分離 ・医療機関への一時入院 ・市町独自事業による一時保護ほか 	参照 P132 警察への援助依頼書 参照 P133 立入調査報告書

ア 事実確認の必要性

市町村は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

ここで、「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、状況に応じて対応することが必要です。

なお、児童虐待防止法における「子どもの虐待対応の手引き」においては、虐待の通告受理後、48時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施することとされています。また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことが必要です。

事実確認に当たっては、訪問等による他、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員等当該障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。その際、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報だけではなく、将来起こり得る状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わるため、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することです。

コアメンバー会議

(4) 虐待の判断

	実施内容	ポイント	様式
虐待の判断	市町 センター等 コアメンバー会議 ・虐待の判断 ・個別ケース会議の方針	・事実確認の情報共有 ・事案の分析 ・虐待の判断 ・個別ケース会議の参加要請 ・専門家チームの活用	D コアメンバー会議記録 (P126)

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています(第9条)。

- 虐待の判断／緊急性の判断／支援方針の決定
- 正確な情報収集に基づき、組織として虐待を判断
- 障害者と養護者を社会的支援の対象者として位置づける
- 虐待の事実なし、と判断しても見守り的な支援

ア コアメンバー会議の開催

事実確認によって収集した情報を整理し、虐待の判断(認定)や緊急性の判断、事案の分析を行います。そのうえで、対応方針を決定します。必要に応じて、権限行使に関する判断のための会議の要請の要否や虐待対応における専門家チームへの助言・支援の要請の要否を検討します。

メンバーについては、P47「個別ケース会議のメンバー構成(例)」を参照

イ 虐待の判断

法の主旨に基づき、「虐待の判断」を行います。虐待の判断とは、養護者に「虐待者」のレッテルを貼り、養護者を罰することを目的として行うことでは決してありません。あくまでも障害者と養護者を社会的支援の対象者として位置づけることを目的に行うもので、虐待の行為だけではなく、状況全体の評価に基づき、虐待の判断を行います。

これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

また、後述の立入調査についても、コアメンバー会議において、状況に応じて判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応することが望まれます。

個別ケース会議

- 援助方針や支援者の役割について決定
- 多方面からの支援
- アセスメント（障害者本人の意思を確認、尊重）

1) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

ア 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中で中核をなすものです。

市町村は会議を開催するに当たって、市町村障害者虐待対応協力者を、個別ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、ケース対応メンバー及び専門家チームに分類しておく必要があります。このうち、ケース対応メンバー及び専門家チームについては、下表にあるとおり、P25「(2) 虐待防止ネットワークの構築」における役割と対応させて考えることができます。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、ケース対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用する等柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。

個別ケース会議のメンバー構成（例）

コアメンバー	障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。センターの事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。 事案対応にあたって緊急の判断が求められる場合は、市町村担当部局管理職は必須。 市町関係担当者・市町虐待防止センター
ケース対応メンバー	具体的な虐待状況を解消していくため、虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者。 行政（市町関係担当者）、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等
専門家チーム	専門的な助言・支援等、スーパーバイズに当たる専門職。 警察、弁護士、医療機関、社会福祉士、精神保健福祉士等

個別ケース会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

- | | | |
|---|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ケース対応メンバー、専門家チームへの参加要請 ○事案のアセスメント ○援助方針の協議 ○支援内容の協議 ○関係機関の役割の明確化 ○主担当者の決定 ○連絡体制の確認 ○会議録、支援計画の作成 ○会議録、支援計画の確認 | } | 参加メンバーによる協議 |
|---|---|-------------|

介入・支援

(養護者による障害者虐待)

- 虐待状況の解消や再発防止に向けた具体的な介入・支援
- 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう留意が必要（居住の場所の確保、就業支援ほか）
- 住基台帳の不当利用防止、年金搾取等の事実確認、マイナンバーの不開示等

2) 介入・支援

個別ケース会議において決定した支援計画に基づき、虐待状況の解消や再発防止に向けて、ケース対応メンバーを中心に関係機関が連携し、被虐待者や養護者への具体的な介入・支援を実施します。虐待対応の介入・支援は通常のケアマネジメントとは区別し、作成された虐待対応支援計画に基づき行います。

ア 障害者本人への支援

虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとされていますので(第41条)、この点にも留意が必要です。

○ 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

○ 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者の保

マニュアル P.54,55

成年後見制度

(養護者による障害者虐待)

- 成年後見制度の活用は、虐待を受けている障害者の権利擁護の選択肢
- 意思決定支援も重視
- 権利擁護支援の地域ネットワークの充実

【参考 1】 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。平成 12 年 4 月から、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

【参考 2】 成年後見制度利用促進法

平成 28 年 4 月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）が現行法として議員立法により成立し、同年 5 月に施行されました。

同法に基づき、政府においては、平成 29 年 3 月、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。同計画は、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視する等、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制及びチームを支える地域連携ネットワークの構築とその運営の中核となる機関を整備する、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」をポイントとしています。この計画に基づいて、市町村は成年後見制度利用促進計画を策定し、都道府県においては人材の育成や必要な助言を行い、成年後見制度の利用促進を図ることとされています。

マニュアル P.57

養護者への支援

(養護者による障害者虐待)

- 虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談等必要な措置を講じることが規定
- 養護者に対する適切な支援が虐待の予防に

イ 養護者（家族等）への支援

(7) 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある等、障害者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点が重要です。そのため、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の活用等により継続的に支援を行うことも必要です。

養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が必要です。

- ① 養護者との間に信頼関係を確立する
支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。
- ② 家族関係の回復・生活の安定
支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。
- ③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。
特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。
障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

立入調査

(養護者による障害者虐待)

- 第11条第1項が立入調査の法的根拠
- 曜日や祝日、時間など諸条件等に縛られるのではなく、迅速な対応が必要
- 日常から地元警察との連携

3)立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第11条第1項）。立入調査は第32条に規定する市町村障害者虐待防止センターの業務には含まれませんので、市町村の障害福祉所管課職員が行うことに留意する必要があります。

市町村長は、立入調査の際には障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第12条）。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています（第46条）。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチ等で必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力等を総合的に勘案して決定することが必要となります。決定に当たっては、担当部署の管理職が出席している会議で検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性がある（P35「イ 初動対応のための緊急性の判断について」、P48「イ 支援の必要度の判断」参照）場合ですので、本人の保護と立入調査を同時に並行して進めます。その例を以下に示します。

措置を原則

(養護者による障害者虐待)

保護・分離する手段としては

- 契約による障害福祉サービスの利用
- やむを得ない事由等による措置
- 医療機関への一時入院
- 市町村独自の一時保護

→ 措置を原則に

4) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市町村担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができる等、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

② 保護・分離の要否の判断

障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行う等、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護等の方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討しますが、**本人第一主義の下迅速性を重んじ、措置を原則とします。**

虐待対応の 終結・終了

(養護者による障害者虐待)

- 終結・終了の判断基準
- 虐待行為の解消／発生要因の除去
- 虐待対応と通常の支援は区別する。
- 発生要因は完全に除去されること

(6) 虐待対応の終結・終了

	実施内容	ポイント	様式
終結・終了	市町 センター ケース対応メンバー 終結・終了会議 ・虐待状態の解消、終結・終了の判断 ・通常の相談支援への移行	・虐待状態が解消→終結 ・死亡・転居等→終了 転居の場合は必ず転居先の自治体に状況を申し送ること	H 終結・終了シート (P131)

ア 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われる時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その一方で、虐待が発生した背景や間接的な要因を考慮し、より配慮された生活支援を行うことが虐待の再発防止となります。それらのことを継続的に留意しながら、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

イ 虐待対応の終了

虐待対応の終了とは、虐待の発生要因が完全に除去されることであり、一時的な転居や入院については終了とはならず、転居する場合においても転居先の自治体に必ず状況を申し送ります。

市町をまたがる事案

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

- 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合
- 初期対応は通報等を受けた市町村
- 府県をまたがる入所等の場合もありうる。

こんな場合は!

- ex1** A市（一般市）が支給決定を行った障害者がB市（一般市）の施設に入所
→B市に通報があった場合：B市で初期対応。支給決定を行ったA市に連絡。
指定権者の兵庫県に連絡。
→A市に通報があった場合：A市で初期対応。指定権者の兵庫県に連絡。
(施設所在地のB市にも情報提供。)
- ex2** C市（一般市）が支給決定を行った障害者がD市（政令・中核市）の施設に入所
→D市に通報があった場合：D市で初期対応。支給決定を行ったC市に連絡。
(兵庫県には事実の確認後、報告。)
→C市に通報があった場合：C市で初期対応。兵庫県に連絡。
(施設所在地のD市にも情報提供。)
- ex3** E市（政令・中核市）が支給決定を行った障害者がF市（一般市）の施設に入所
→F市に通報があった場合：F市で初期対応。支給決定を行ったE市に連絡。
指定権者の兵庫県に連絡。
→E市に通報があった場合：E市で初期対応。指定権者の兵庫県に連絡。
(施設所在地のF市に情報提供。)

注：・府県をまたがる入所等の場合も基本的には上記に準じますが、対応が難しい場合等、兵庫県までご相談下さい。
・上記は一般的な例であり、緊急を要する場合等は、関係各機関に対して、至急かつ同時に連絡を行うことが望ましいと思われま。

事実の確認

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

- 事実確認等は市町村が行うべきものだが、この段階では任意の協力の下での実施
- 必要に応じて、都道府県に早期に報告
- 市町村と都道府県の連携

(3) 市町村による事実の確認

	実施内容	ポイント	様式
安全・事実確認	市町 (センター) 訪問等による安全・事実確認 ・ 障害者本人への調査 ・ 障害福祉サービス事業所等への調査	・ 複数の職員による訪問 ・ 医療職の立ち会い ・ 障害福祉サービス事業所等への十分な説明等 ・ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮	C 事実確認チェックシート (P125)
	市町 調査報告の作成		

通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、ていねいに事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第51条の27第1項及び第2項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

権限の行使

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

- 障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護を図ることが趣旨
- 権限の適切な行使
- 社会福祉法、障害者総合支援法、特定非営利活動法人促進法に基づく

(8) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、指導を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、等の対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が虐待の事実を知っていながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

(9) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

通報の受付

(使用者による障害者虐待)

- 使用者虐待では、虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 就労継続支援A型は施設従事者による虐待・使用者虐待の両方を視野に
- 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合の対応

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

都道府県への通知

(使用者による障害者虐待)

- 市町村は、虐待に関する通報等を受けた場合、136Pの通知例により、都道府県に通知します。

(6) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています(第23条)(P136「(5) 市町村から都道府県への通知例」参照)。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知することになります。この場合、P137の「(7) 労働相談票(使用者による障害者虐待)」を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

参照 P136 「(5) 市町村から都道府県への通知例」参照

参照 P137 「(7) 労働相談票(使用者による障害者虐待)」参照

その他障害者福祉施設等における 対応について

障害福祉施設等の 運営基準

- ・令和4年度より義務化
- ・虐待防止委員会には第三者委員も
- ・チェックリスト／集団指導／実地指導で周知徹底
 - ・・・ご担当異なれば連携を

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

【現 行】

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

【見直し後】

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

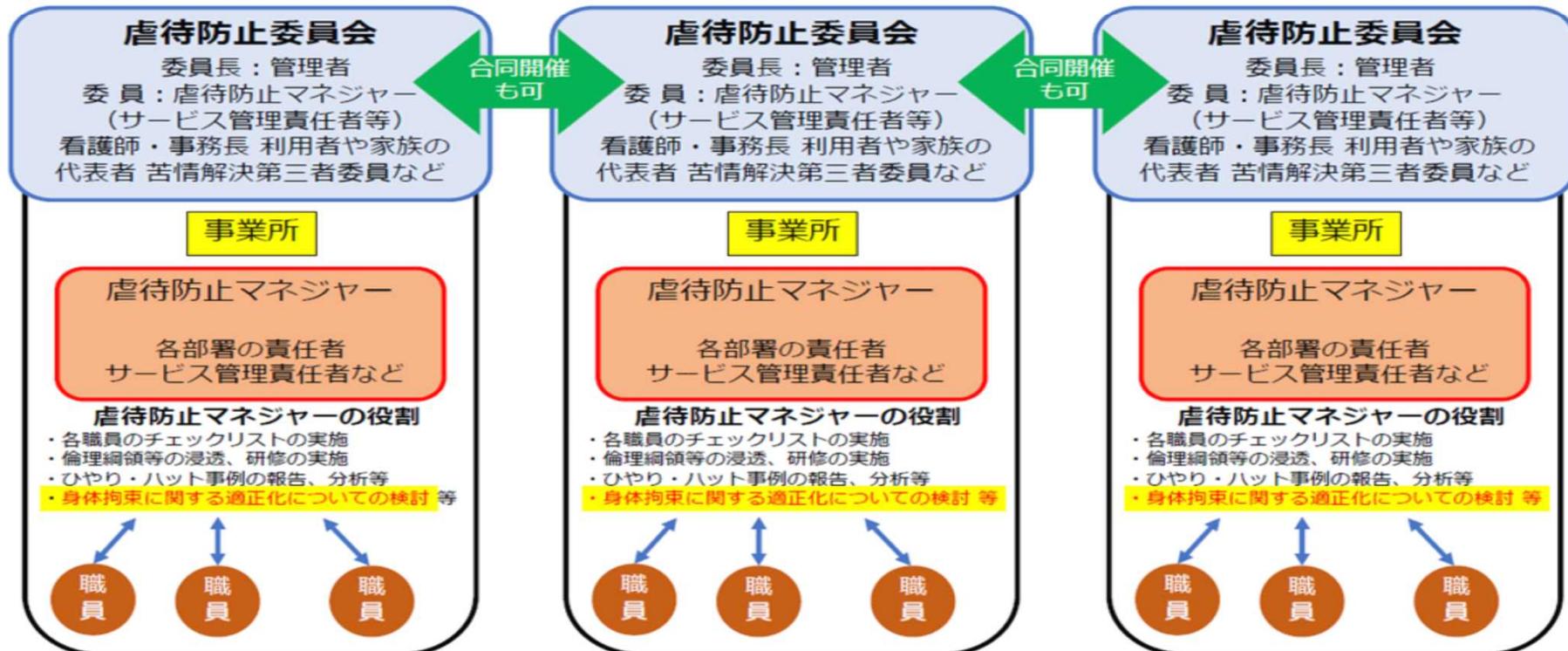
虐待防止委員会の例

- ・全ての事業所に必置
- ・委員長は管理者
- ・虐待防止マネージャーにはサビ管等
- ・必ずしも事業所単位でなく法人単位でも可
- ・近隣事業所との合同開催も可

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、
- ・職員のストレスマネジメント
- ・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討等



小規模事業所の体制整備

- 研修機会の積極的活用
- 法人単位での虐待防止委員会設置等、規模に応じた対応
- オンライン会議等の使用により第三者が参加しやすいように
- 既存の会議体

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

～「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」より～

意思決定支援 ガイドライン

- 細やかな意思決定支援が虐待防止につながる可能性に
- 意思決定支援会議は、事業者だけでなく検討するのではなく、と示されています。

→ 全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を

～組織の「理念」「使命（ミッション）」「ビジョン」を示して、それらを組織運営（人材確保・育成、利用者支援など）に落とし込みをしているかが重要～

～全利用者の意思決定支援会議を開催～

【国研修（管理者・設置者・責任者養成コース講義）から（講師：社会福祉法人理事長）】

- • • トップが率先して取り組むことの重要性も

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

～「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より～

風通しのよい 職場づくり

- 組織の閉塞性・閉鎖性
- オープンな虐待防止対応
- 職員のモチベーション、支援の質の向上につなげる
- 管理者が職場状況を把握

※外部研修に参加することで他の
事業所のやり方を知ることも重要

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や閉鎖性が指摘されます。報道事例にあった障害者福祉施設等の虐待事件検証委員会が作成した報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設（寮）内で、あるいは施設（寮）を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心掛け、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しのよい環境を整備することが必要となります。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望めます。職場でのストレスを把握するために、巻末の参考資料に掲載されている「職業性ストレス簡易調査票（引用参考文献（※2）参照）」等を活用すること等が考えられます。

「職業性ストレス簡易調査票」は、厚生労働省のホームページで設問にチェックすると回答への評価が表示されるコンテンツが使用できますので、活用してください。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>

～「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より～

虐待を受けた 障害者や家族への対応

- 利用者の安全確保が最優先
- 就業規則等を踏まえた上で職員への対応を
- 事実確認
- 謝罪も含めて誠意ある対応を

～「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より～

虐待事案への対応に当たっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にします。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、法人の就業規則等を踏まえた上で配属先を直接支援以外の部署に変更することや、事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止にする等の対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努めます。

また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行います。虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努める必要があります。

参考資料

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
- 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集
- 障害者虐待防止法の理解と対応
- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

※厚労省HPからダウンロード可

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和4年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた 体制整備等の取組事例集

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

1. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における高齢の重度に欠けた新たな障害者福祉施策を講ずるための関係団体の連携に関する法律」の施行後（11月）においては、65歳以上3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所管の設置を議定することとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が規定し事項の一つに挙げられている。社会保険審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しにかけた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月11日社会保険審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援の取組の在り方について

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

○ 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に關する事項等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

(意思決定支援ガイドライン)

○ 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の収集等）を盛りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の専門家を含めた関係者間で検討し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が侵害されることのないよう留意する必要がある。

(障害福祉サービスにおける意思決定支援)

○ また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が盛り込まれる旨を明確化すべきである。

最後に

第2期ひょうご 障害者福祉計画

わかりやすい版を作成
しました。



ひょうごけん
兵庫県がめざす
あらいすがた
未来の姿をのぞいてみよう

『一人ひとりが尊重され、
互いへの思いやりとつながりがある中で、
住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会』

すてきな
あらい
未来だね!



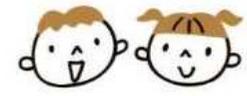
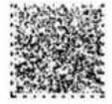
だれもが、自分らしさを認められ、
まわりの人たちとやさしい気持ちでつながり合い、住みたいところで、
ともに暮らしていける、兵庫県はそんな未来をめざしています。

そして、もっと先の未来(2050年)では、このような計画がなくても
だれもが自分らしい生活や未来を選ぶことができ、
ごく自然に互いを応援し合うことのできる、
そんな思いやりあふれる
まちの姿をえがいています。



Q & A

ひょうご
しょうがいしゃふくしけいかく
障害者福祉計画を
もっと知ろう



Q1 しょうがいしゃふくしけいかく
「障害者福祉計画」って
どんな計画ですか?

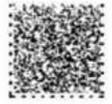
A1 しょうがい ひと かぞくのぞ
障害のある人やその家族が望む
あらい い しゃかい けんみん
未来、生きやすくする社会を県民
みんながかなえていく計画です。

Q2 だれ 誰のための
けいかく 計画ですか?

A2 しょうがい ひととくわ
障害のある人に加え、ひき
こもり状態にある人、障害
じょうたい ある人、障害
ある人の家族など支援を
ひつよう ひと かぞく しえん
必要とする人、そして県民
みんなのための計画です。

Q3 だれ 誰がこの計画を
すす すすめていくのですか?

A3 ぎょうせい せんもんしやく ひと がっこう ちいき
行政をはじめ、専門職の人、学校や地域、
ボランティアなど兵庫県に暮
らすあらゆる人たちが協
力を
して進めていきます。



計画における 虐待防止の 位置づけ

4つの施策分野

[ひと／参加／情報／まち・もの]

「参加」

障壁のない生活を営む
ための支援体制の整備

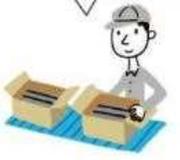
ひょうごけん じつげん すがた
兵庫県が実現したい姿②

しごと かつどう
仕事／活動

さんか
参加
できる

だれ じぶん ちから たら
誰もが自分のもつ力をいかして働いたり、
あらゆる活動に参加しているまち

例えば、こんなことに取り組みます

ひとりひとりがもつ力を発揮できる訓練や仕事体験の機会を充実させます。	仕事が長続きするよう、さまざまな人が協力してサポートします。	工賃を上げていけるよう、経営者や事業所職員の意識を向上させます。
		
誰もが旅行しやすくなるユニバーサルツーリズムを進めます。	芸術やスポーツを楽しむことのできる環境を作ります。	障害者の意思を大切に尊重し、差別や虐待のないまちにします。
		

もっとくわしく知りたい方は

「全ての人が、持てる力を発揮し、多様な社会参加ができる社会」
〈第2期ひょうご障害者福祉計画 P32～P35〉をごらんください。



5



共生社会の実現とは

幹太くんのお母さんのお手紙（1行目）

～でも中学校では
その障害がなくなる
のです。～

→”医学モデル”から”社会モデル”
への変化

かんた 幹太くん!

ちゅうがっこう わか 中学校ともお別れだねえ

かんた しょうがい あります。でも中学校ではその障害がなくなるのです。それは、先生方も生徒のみなさんも幹太を変えようとするのではなく「どうやったら幹太も参加できるのか」「どんな支えがあれば安心して過ごすことができるのか」。いつも幹太の内面に気持ちを向けて下さっているからです。学校生活の中で次々とやってくる障害も、いろんな方法を考え、その障害を取っ払ってくださいました。これは本当にすごいこと！障害者との共生社会の理想として世界レベルで語られている内容です。そんな周囲の働きかけに、幹太も少しずつ応えられるようになり、自らの意志でいろんなことにチャレンジできるようになっていきました。

いつでもどこでも安心して過ごすことができる中学校が、幹太は大好きでした。私たち家族も、そんな幹太の姿を見ることができ、本当に幸せいっぱい3年間でした。幹太は「もうすぐ中学校ともお別れだねえ。なんだかさみしいよ」とよく言っています。

みなさんにももらった、たくさんのステキな思い出とたくさんの勇気を胸に、これからも幹太らしく生きていきます。そして、これから幹太が過ごすそれぞれの場所で、中学校と同じように幹太が幹太らしく居られる場所「安心できる居場所」を築いていけたらと思っています。

みなさんが想ってくれていたのと同じように、幹太も、中学校で出会ったみんながこれから先も幸せ一杯の毎日が続くように心から願っています。

3年間、本当にありがとうございました。

みんなのこと、ずっとずっと大好きです。

かんた はは 幹太の母

発行: 2022年3月 / 兵庫県

04 福 P2-047A4

※お手紙を全部読みたい人は、本編 P2～3 をごらんください。

ご清聴ありがとうございました

